

輸入食品に対する検査命令の実施について
(韓国産レタス(チシャを含む))

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
韓国産レタス(チシャを含む)及びその加工品	ジメトモルフ*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産チシャから基準値を超えるジメトモルフを検出したため、検査命令を実施するもの。

* 殺菌剤

<参考1>韓国産チシャ違反事例

1. 品名:生鮮チシャ

輸入者名:季 勇彦
届出数量及び重量:3カートン、21kg
検査結果:ジメトモルフ 2.6ppm 検出(基準値:0.3ppm)
届出先:名古屋検疫所中部空港検疫所支所
違反確定日:平成18年12月7日
措置状況:全量消費済み

2. 品名:生鮮チシャ

輸入者名:株式会社ジェイ・アンド・ジェイ
届出数量及び重量:5カートン、20kg
検査結果:ジメトモルフ 8.5ppm 検出(基準値:0.3ppm)
届出先:名古屋空港検疫所中部空港検疫所支所
違反確定日:平成19年1月29日
措置状況:全量消費済み

3. 品名:生鮮チシャ

輸入者名:株式会社ジェイ・アンド・ジェイ
届出数量及び重量:3カートン、12kg
検査結果:ジメトモルフ 6.7ppm 検出(基準値:0.3ppm)
届出先:名古屋検疫所中部空港検疫所支所
違反確定日:平成19年2月1日
措置状況:全量消費済み

<参考3>韓国産レタス(チシャを含む)の輸入実績

平成18年1月1日～平成19年1月28日:速報値

届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
61	785	40	3

違反件数は、ジメトモルフで2件、テトラコナゾールで1件。